

平成26年第1回東大和市議会総務委員会記録

平成26年3月7日（金曜日）

出席委員（8名）

委員長	押本修君	副委員長	佐竹康彦君
委員	尾崎利一君	委員	二宮由子君
委員	蜂須賀千雅君	委員	関田正民君
委員	尾崎信夫君	委員	中野志乃夫君

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

4番	実川圭子君	10番	根岸聡彦君
17番	東口正美君		

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	下村和郎君	主事	櫻井直子君

出席説明員（6名）

副市長	小島昇公君	総務部長	北田和雄君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	広沢光政君
総務部副参事	伊野宮崇君	福祉部副参事	石川博隆君

会議に付した案件

- （1）26第2号陳情 情報公開請求で開示された資料の正確性を求める陳情

午前 9時56分 開議

○委員長（押本 修君） ただいまから平成26年第1回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（押本 修君） 26第2号陳情 情報公開請求で開示された資料の正確性を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いただきます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） それでは、読み上げさせていただきます。

26第2号陳情 情報公開請求で開示された資料の正確性を求める陳情

○委員長（押本 修君） 朗読が終わりました。

質疑に入る前に、市側から情報公開と文書管理について説明を求めたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） それでは、情報公開と文書管理について御説明いたします。

まず、情報公開についてでございます。

情報公開において、公開請求の対象となる情報について御説明いたします。

情報公開条例では、行政文書を公開請求の対象としております。

行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと定義されております。

組織的に用いるものとは、行政組織において公務上必要なものとして利用・保存されているものをいいます。この要件を備えた文書を組織共用文書といいます。

組織共用文書の例としては、決裁を行った文書が主なものです。そのほか、組織で回覧を行っている文書、共通のキャビネットに保管されている資料なども挙げられます。

一方、職員が個人の職務遂行の便宜のために保有する備忘録や、職員の個人的検討段階にとどまる資料は、その職員のみに属する文書等であり、組織共用文書には当たりません。したがって、公開請求の対象にはなりません。

次に、行政文書の管理について御説明いたします。

市の行政文書は、文書管理規則に基づいて管理されております。

文書管理規則によれば、職務上作成し、または取得した文書等については、収受、決裁、施行等の処理をし保管されます。

具体的な管理方法は、ファイリングシステムを導入しております。

ファイリングシステムでは、原本管理を原則とし、その写しや作成のために使用した資料は保管の対象にしておりません。また、文書等を業務の体系で分類し、共通のフォルダーとキャビネットにより、組織的に管理を行っております。このため、文書の私的な管理は認められておりません。

また、職務上の文書等であっても、職員の備忘録や行政文書作成のための資料など、組織共用の実態のないものは行政文書ではありません。

そのため、このような文書等は、原本保管や私的管理の禁止といったファイリングシステムの原則から、できる限り速やかに廃棄されることが求められております。

以上です。

○委員長（押本 修君） 説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（蜂須賀千雅君） それでは、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず最初ですが、陳情にありましたとおり、この総合福祉センターの説明会の際、ほかの会のときもあったと思うんですが、会議の冒頭に録音等を禁止しているという説明等はあったのかどうか。ほかのリサイクルセンターか何かの説明会に出たときに、ちょっと私も記憶があれですが、そういった説明があった会もあったと思うんですが、この日の説明会は冒頭そのような説明があったのかどうかを、最初に教えていただいてもよろしいでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 説明会の開始に先立ちまして、司会のほうからお写真などの撮影は御遠慮いただきますようということで、お願いをさせていただいておりましたが、会議内容の録音につきましては、一切禁止や遠慮というものは、お願いしておりません。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） わかりました。

あと、今総務部長からも説明ありましたが、市でもさまざまな会議で会議録を作成するために録音等行っていると思うんですが、その取り扱いはどうなのかを、ちょっと教えていただいてもいいですか。

○総務部長（北田和雄君） 市のほうでは、附属機関の会議等では会議内容を記録するように規則で決められております。そのため、会議録、逐語録になるか、概要録になるかはありますけども、作成のためのテープをとるようなことはあると思っています。ただ、先ほど申しましたとおり、会議録作成のための職員の備忘録的なものでございますので、会議録が正式にできた段階では速やかに消去されているというのが一般的だというふうには認識しています。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） 今正式な議事録が作成された時点で、録音は消去されるということだったというふうにご回答ありましたが、市議会でもこうやって本会議や委員会も議事録作成のために録音されていると思いますが、議事録作成の後の録音の取り扱いは同じように消しているということでしょうか、これは聞いていいんですかね。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 市議会の会議録作成に際しましても、会議録ができた段階で録音等は消去しております。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） つまり、議事録ができ上がって、その内容が合っているかどうかということの確認は、基本的には録音は消えているわけですから、個人的に録音していただいたものと確認するようなことしか方法がないということなんですかね。それは違うか、どうなんですか、そのあたりは。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 会議録を調整作業が終了後に、それぞれ必要な決裁をとります。最高決裁権者まで決裁が終了した時点で内容が確定いたしますので、そういった個人的な資料は消去するという形でやっております。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） 他の自治体の文書管理等のことは、うちの市も基本的には同じということでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 他の自治体の文書管理というのは、具体的に調査したことはございませんので、

はっきりこうだと断言できませんが、文書管理規則自身は東京都の文書管理規則ですとか、ほかの自治体の管理規則を参考にしながら、東大和市の管理規則もできておりますので、それほど大きな相違はないというふうには認識しています。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） あと情報公開請求ですが、どのくらい前の文書が情報公開されることが可能なのか。

また、陳情書にあったように、情報公開の例えば対象にならない、例えばそういう資料まで保存することが可能なのかとか、意味があるのかなということを、ちょっと教えていただいてもよろしいですか。

○総務部長（北田和雄君） 情報公開請求の期間ですけども、文書が保存されている間は可能でございます。ですから、永久文書であれば、いつまでも情報公開請求はできるということでございます。いつもできますけども、文書は保存年限がありますから、永久保存のものもありますけども、5年、10年という保存年限を決めているものもございますので、それらについては例えば5年保存年限の文書に対して、6年目に情報公開請求が来た場合は、文書不存在ということで非公開ということになります。

それで、情報公開請求が出るまで、資料の保管ということの点でございますけども、まず情報公開そのものが先ほど申しましたとおり、行政文書が対象でございますので、情報公開の対象とならない資料等を保管することは、ファイリングシステムの原則からいって、これはなじまないというふうに考えております。もし仮に、そういったものまで全て保管を義務づけるようなことになると、文書保存年限の間、資料までも一緒に保存するとなると、これは膨大な量になってまいりますので、物理的な問題からいっても困難なことだと思いますし、また情報公開請求などの対象にならない文書を長期間保存しておく意義を見出すこともできないというふうには考えています。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） 済みません。最後に、総務部長から今冒頭も情報公開と文書管理の説明がありましたけれども、今回の件では市の対応は基本的に法令に準じた対応をされて、問題なかったということでしょうか。そうすると、陳情理由にありますとおり、今後の対策は特にはなく、例えば今後とも法令遵守を守り、しっかり職務を遂行するというようことの認識でよろしいのかどうかだけ、最後教えていただけますでしょうか。

○総務部長（北田和雄君） 情報公開と文書管理につきましては、冒頭御説明したとおりの内容で今回の文書についても処理されているというふうに認識はしております。

以上です。

○委員（関田正民君） 今回の陳情された方は、まず録音でお互いの誤解があると思うんですね。いわゆる陳情者側は閲覧したら、私の言ったことが載っていないという、行政からこの文書のとおり、その場で答弁された内容と記録に書かれている内容が大きな相違があると。いわば、そこにあると思うんですよ。

ところで、今の説明を聞きますと、職務遂行の便宜のために保有する個人的な検討段階、いわゆる個人的に記録をするための録音だったのかどうかということで、それが大きな問題だと思うんですね。正式に議事録作成のための録音だったのか。それとも、今総務部長が言う職務遂行のための検討段階、個人的に使うための録音だったのか。それによって、話が全く違うと思うんですね。もし、個人的でなく議事録を正式に作成するための録音だったら、これは明らかに陳情者が言うように、大きな間違いだと思うんですね。私は、そこが大きな問題なのかなと。その点をはっきりしてもらわない限り、お互いの誤解の溝は埋まらないと思うんですが、

でしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今回の録音のデータにつきましては、あくまでも総合福祉センターの住民の説明会の会議録を作成するために、担当者がその職務を行うために用いているものでございます。会議録が確定した時点で、その目的を終了するというので、組織共用のものともしておりません。

以上でございます。

○委員（関田正民君） 私の結論を言うわけじゃないんですが、やっぱりこれからはこういう説明会とかやる時には、録音するなら録音するとはっきり言って、また行政側も録音してもよし、また質問者のほうも録音テープ持ってよしと、やっぱりそういうオープンにしてやらないと、こういう誤解が出ると思うんですよ。これが、また大きな問題でないと言ったら、おかしいことなんです、誤解をしないほしいんですが、もしそういうことであるんだったら大変なことであるんで、そういうことを防ぐためにも、それは市民の方も疑ったまなざしで見ることがないと思うし、行政もそういう個人的なためにやろうと思ったことが、逆になっちゃっているわけですね。だから、私たちが議会で余り職員に議事録作成に、どうのこうのと言うのも逆に変な圧力になって、今度は職員も取りまとめるプロじゃありません、事務屋ですから、専門じゃありませんので、言葉が足りないこともあると思うんですよ。後で気がつくことも多くあると思う、でも聞くほうは真剣に聞いているから、やっぱり覚えているんですよね。私は、これはある程度説明の舌足らずな、こういう誤解を受けたのかなと。余り言うとなんか職員が肝心なときに、本当の話ができなくなりますので、私はこれ以上言いませんが、結論としてはお互いに録音をはっきりと誰のいるまで、はっきりと録音テープを表に出して、お互いにオーケー、ただ写真とか、そういうのはいろいろ個人的なあれがありますから、外へ出されると、何で私がここにいるんだとか、いろいろあります、個人情報がありますので、録音だけはちゃんとお互いに、もし説明を受けるほうが持ってくる、持ってこないは勝手としても、持ってきたら、それでオーケーと。そのかわり行政は、こういうことをちゃんと録音とらせてもらいますよと、大勢の衆の前で堂々と置いて言葉は悪いけど、それでちゃんとオープンにしないと、こういう誤解を受けると思うんですよ。私は、このことを陳情者の方にちゃんと説明すれば、私は陳情者の方は納得してくれると思います。

以上。

○副市長（小島昇公君） ただいまの御意見につきまして、写真につきましては、やはり非常に個人のプライバシーに属するということがあるので、お断りをしたと、今回の会議ですね。録音につきましても、基本的にはこのとき録音禁止ですよというお話をしていないということで、市の考え方は基本的には録音をとっていただいていると思っております。ただ、会議に出席する方が、やはり発言の自由がなくなるんで、録音は困るという場合も結構あるんですね。ですから、そういう場合には皆さんの了承をもらった上でというようなことで、今後検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） この陳情者の方がおっしゃっている議事録や記録を作成するに当たって、担当者1人だけで作成や承認をするんでしょうかということなんで、それについて伺いたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 会議録の内容につきましては、担当職員が作成した後に、手続上適正に内容を確認しております。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） そうすると、この会議録というんでしょうか、それはもう決裁されたという認識でよろ

しいのか伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 決裁は終了しております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 今回、要点記録でということだったんですけども、この議事録と要録ですか、要点筆記とか、その違いというのは、どういうものですか、その違いは何が。

○総務部長（北田和雄君） 議事録には2種類ございまして、逐語録というもの、こちらについては発言した内容を一字一句そのまま言葉に起こすと、転記をしているということでございます。

概要録ということになりますが、これについては発言の要旨をまとめたものということになります。

以上です。

○委員長（押本 修君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと確認させてもらいたんですけども、今までの答弁をお聞きしているところで、ちょっと前から私がそう思っているんですけど、基本的にテープそのものは全て個人的な面も、いわゆる資料をつくるための補助的なものという扱いになっているんじゃないかと思っているんですけども、これはどうなんですか。

○総務部長（北田和雄君） テープだから個人的なものということではなくて、行政文書として、あるいは組織共用文書としての処理をするかどうか、それをしていなければメモの扱いでございます。これはテープに限らず、紙で書いてあるメモでも同じ扱いであります。これファイリングキャビネットの中に、ちゃんと保管をして、いつでも、誰でも、みんなが見られる状態で保管をしているとか、あるいは先ほども申しましたように、組織内で回覧をしているとか、あるいは決裁を終えたとかということになれば、これは行政文書ということで、情報公開の対象の文書になってくるということでございますので、媒体の形態で区分をしているものではございません。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 媒体の形態でと言っても、例えば純粋にこのテープそのものが今はＩＣレコーダーで電子媒体としてという形になるかもしれませんけども、そのものをいわゆる正式な行政文書として保存している例はあることはあるんですか。

○総務部長（北田和雄君） ＩＣレコーダーテープという形態ではございませんけども、課税台帳とか、住民基本台帳、これらは電子計算組織の中に電磁気媒体として正式な文書として保存はしております。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 私が言いたいのは、テープで基本的には、これ議会のときのテープのあれにしても、基本的にはあくまでも速記者の個人的な扱いじゃなかったかと思うんですよ。つまり、そのものが正式なものではなくて、あくまでも速記なり、議事録をつくる上での補助的な扱いになっていたような気がするんですけども、つまりテープの丸ごと、例えばいろいろ公的な場所で、いろいろ大事な議事録をつくる必要があると。そのときに、一応テープをとっておいたと。電子媒体でもいいですけども、とっていたそのもの、つまり紙ベースじゃなくて、そういう電子ベースなり、そういうテープのそのものを、いわゆる行政文書としたことはあるのかどうかですよ。

○総務部長（北田和雄君） 確認はしていませんので、ちょっとそこはわかりません、正直申しまして。ただ先ほど申しましたとおり、組織共用文書としての手続を経れば、可能なことは可能でございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと今回の私も前から疑問に思っていたことがあったので、文書を作成、ちょっと私も逐語録というんですか、そういう場合はきちっと一字一句保存する場合だから、そういう保存の仕方をするというのが、それ以外はそうじゃない、要点という、ある面、そういう形になるというのは、どこで区分けしているのか、よくわからないんですけども、まずその点、どういうときには、そういう形にしていって、そうじゃないときはみんな要点だけになっているのか、その辺はどうなんですか。

○総務部長（北田和雄君） これ、どういう会議録をつくるかというのは、特に基準があるわけではございませんが、一般的なものとしましては、会議録の作成の法的に義務づけられて場合は逐語録の例が多いようでございます。それから、会議の内容でいろんな事案を決定するとか、そういう判断をするような会議の場合ですと、逐語録のケースが多いというふうに一般的には思われます。ただ、会議の中で意見の交換ですとか、そういった会議の場合ですと、逐語録をつくるのは非常に時間も労力も要りますので、要点記録ということで処理しているケースが多いというふうに認識はしています。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 特に決まりがあってじゃなくて、その都度必要性に応じてというか、その両者の御意思なのかわかりませんが、そういう形で逐語録として一字一句正確に残す場合と、要点だけということのようですけども、今回の場合は要点だけという形の扱いの中で、ただ大事な部分で相違があると、内容が違ούνじゃないかということなんですけども、今回の場合でちょっと私も気になるのは、テープはもともと使って当然担当者がまとめていたけれども、確認する人間というのが、本当に全部テープと照合して確認するような手続をしているのか。あくまでも任された職員が多少の判断で、これはいいやと、これはいいやと、大体自分の聞いた判断でまとめましたとしているのが、ちょっとそこが問われちゃうと思うんですよ。つまり、本当に決裁で上がってきた文書というのは、当然まとめられた文書を上に上げていだけだから、それで最上級の担当者が印鑑押せば、その文書だと、これでいいんだとなっちゃうんだけど、今回は問題になったのは、その前の段階で正確さが問われているから、実際ちょっとお聞きしたいのは、今までは要録つくる上で、それはあくまでも担当者がまとめたものを、ただ決裁する場合は、その内容をただいいか悪いか判断して印鑑を押しているという話ですよ。

○総務部長（北田和雄君） 一般論として申しますけども、担当者が概要録をつくります。当然そこにはいろんな会議などの場合は、担当者だけでなく上位の管理者も同席をしておりますので、管理者もメモとったりとかしておりますから、決裁をする管理者は自分のとっているメモと記憶とを照合しながら、担当者がつくった要点記録が会議の内容と相違がないかどうかの確認をして、決裁をしているというのが一般的な例でございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 話ということではそうですけども、今回の場合も一応そういうふうになったということなんですかね、そうすると。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今回の決裁をするときにつきましては、当日出席しました職員におきまして、内容を確認しているということでございます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 当日出席された職員というのが、参事と副参事ということですかね。この方で一応内

容を確認して、こうだったという確認になっているという、ちょっとそれは確認だけ、それだけちょっとそういうことですね。

○福祉部長（吉沢寿子君） ほかにも出席した管理職がおりますことから、その管理職も確認をしております。
以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） わかりました。ただ、その場合でやはり問題となるのは、そのテープの扱いなり、こういったケースの場合で、ちょっと私はとりわけ逐語録的な一字一句という場合は本当になかなか正確さを記すから、また全部ということでわかりやすいんだけど、こういう要点となった場合に、確かにこちらとすれば一応大事な点として聞いていたものと、行政側としては、それは大事じゃないと判断されて載ってない場合と、相当そういうそごがしょっちゅう生じるような問題も残しているのかなと思うんですね。それで、そういったときに一番確認をとるべき、また確認しやすい電子媒体なり、テープなり、そういったものを残しておいても全然問題ないと私は思っているんだけど、ただいろんなときで肝心な話になると、いつも最後は私もいろんなほかで聞いたときも、最後はそこはもうテープ消去しましたと、ないということがしょっちゅう聞かれるんですけども、これはどうなんですか、ほかの自治体も先ほどもちょっと答弁だと調べてないというようですから、ほかの自治体がどう扱っているかは、それは調べないとわからないですかね。

○総務部長（北田和雄君） 具体的な話になりますので、ちょっとこれはそれぞれ確認を期しないと、どうなっているかということは、正直言ってわかりません。ただ、一般論として言えることは、先ほど申しました文書管理規則は同じような規則をやっていますから、資料的扱いであれば当然保管をされてないということは類推はできます。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと今回の場合、私は今後のこともあるし、やはりテープなり、一番唯一証拠となるものが、すぐ消されて後で言った、言わないとなることの、そういった問題を防ぐためにも、一定の期間は少なくとも情報公開決定で60日以内に云々とか、このぐらいいは保存していてもいいじゃないかと思うし、できればちょっと他の自治体の扱いがどうなっているかを調べてほしいと思うんですけども、その意味では今回ちょっとここで結論を出すんじゃないくて、調べた結果を受けて、またいろいろ論議すべきじゃないかなと思いますので、その辺はまだ質疑者いると思うので、とりあえずはそういうふうなところで今はとどめておきます。

○委員長（押本 修君） これは、特に答弁はよろしいですか。

○委員（中野志乃夫君） いいです。

○委員（尾崎利一君） まず、言葉の問題で個人的記録とか、個人的メモという、個人の記録なので消去するという、この個人の記録という言葉の意味ですけれども、要するに議事録が作成して、それが行政文書、それは行政文書になると。議事録作成のためのメモやテープは、もちろん議事録作成のためですから、公の仕事のために作成したものではあるけれども、この行政文書以外のものを個人の記録、個人的なものというふうに称しているという理解でいいんですか。

○総務部長（北田和雄君） 個人ということの意味ですが、これは私的という意味ではございません。あくまで組織の職務としてやっていることですから、組織的共用、共有ということに対比する言葉として、個人的という言葉を使っているわけございまして、完全な私的でやっているという意味ではございません。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 今回ここで出ている事例に、この陳情そのものは、こういう事例があったと。そして、

今後の問題として、行政の側、そして市民の側もお互いに検証ができて納得できるようなやり方をすべきだというのが、陳情の趣旨だと思うんですね。先ほど、今回の問題について、これは今現存する法や条例や規則に基づいて正確に処理されているという認識が示されたわけですが、今後の問題として、ここで陳情で出されている作成された議事録と、参加した市民の認識が食い違うときに、それを検証する手段がないというのは、お互いにとってよくないんじゃないかという、この点についての市の認識はどうですかね。

○総務部長（北田和雄君） 必ずテープをとるというわけでもございません。例えば職員のメモをつくることで、そのメモをもとに要点記録をつくるケースもありますので、テープということにこだわらずに、保存となれば、そういった議事録作成のために使用した個人のメモだとか、そういったものも当然保存対象になってきちゃうというふうに理解はします。そういった個人的な、組織に対する個人ですけども、そういったメモからテープから、そういったものを含めて最終的に行政として正式な文書として残したものが、やはり行政文書だというふうに我々は理解しております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 私は、やり方の問題ではなくて、指摘されている問題そのものなんですよ。この問題が、やはり何らかの対処が必要な問題と考えるのか、対処は必要ないという認識なのかという、その点です。

○総務部長（北田和雄君） 制度上の問題としては、対応の必要はないというふうに認識は持っています。個別の内容としまして、正確に記するという必要性は理解はしております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 私は何らかの対応を検討すべきことなんではないかと受けとめているんですけど、今回のことで言うと、この要録では東大和市としては基本的に交付金や補助金申請が必要な施設等の場合は、近隣住民の同意を得ていくというふうに、要録じゃないや、これは参加された市民の皆さんの記録、もしくは記憶ですね。しかし、要録のほうでは他の福祉施設全般ではなく、今回の総合福祉センターに限ったものであるというふうになっていると。真偽は失礼ながら、双方に対して失礼かもしれませんが、真偽はわからないわけですよ。仮に、先ほど関田委員からお話しありましたけれども、少なくとも職員の説明が不十分で誤解を招くような説明だったかもしれないと。それが、この会議1回のことであれば、説明が不十分だったということもあるでしょうし、それはお互いその後の話し合いで理解し合うということもあるでしょうけれども、例えばこの市民の皆さんが記録、もしくは記憶している内容の回答が繰り返し行われていて、それがある時期を転機に別の説明に変わったというような場合は、やはりこれまで行政はこういう説明を繰り返ししていたではないかと。それが、何月何日の説明を契機にして一転してしまっていると。やはり、それまでの行政の説明責任が問われるんじゃないかということになるというだけあってあり得るというふうに思うんですね。

ですから、私がなぜこんな言い回しをしているかというと、住民に対する説明会、1回の説明会の議事録で何か決定的に行政判断や、それに対する市民の評価が大きく変わったり、決定に大きな影響を及ぼすということはないかもしれない。しかし、そういうことが繰り返し行われているわけですから、それが積み重なっていけば、これは決定判断に大きな影響を及ぼすことだってあり得ると思うんです。そういうことも考えれば、やはりその記録、どう言ったかどうかではなくて、記録が正確にされているかどうかということは、双方にとっても非常に大切なことになるんじゃないかというふうに思うわけです。

これは、市民の皆さんにとっても自分たちの生活を守るためにも必要ですし、行政も行政のいろんな判断など守るためにも、私はやはり必要になるんじゃないかと、その正確性が担保されるということですね、何らか

の形で。先ほど、中野委員からもありましたけれども、他市の状況がどうなのかとか、それからもし正確性を担保するというので、何らかの対応をするとすれば、どういうものについて、どういう対応をする必要があるのかということも検討しなくちゃいけないということになると思うんです。ですから、私は幾つか中野委員が言われた他市の状況や、それから今回の事案で市として何らかの対応が可能なかどうか、もしくは対応の必要性があるのかどうかということも含めて、検討していただくということを私はやる必要があると思いますし、そういう点では継続的に審査をして、それらの資料などに基づいて審査していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

○委員長（押本 修君） これは答弁はよろしいんですか。何か途中までは答弁求めるような内容だったようですか、途中まではね。

○委員（尾崎利一君） 答弁する内容について答弁してください。

○総務部長（北田和雄君） 記録の正確性の問題でございますが、これは逐語録であろうか、要点記録であろうか正確にしなきゃいけないということは、どちらも同じことでございます。逐語録とかが必ず正確かということ、悪意があれば逐語録だって変更はできることでありますから、ただ我々はこれは職務でやっていますので、仕事としてやっている以上、不正確なことはできません。ですから、要点記録だろうが何だろうが、正確性を記してつくっております。先ほど御質問のあった説明の変更があった場合のこととかいうことですが、説明の変遷についても、ちゃんと会議録で正確に記録を残していくということが本来の姿だというふうに思っておりますので、まず正確な記録を要点記録であろうが、逐語録であろうが残すということが問題の本質じゃないかというふうに理解はしています。

以上です。

○委員（尾崎利一君） そこは、もう市民の皆さんも一致しているんだと思うんですよね。正確な記録を残すということが大切だと、俺を信用してくれということですけども、そこがもちろん信用していないということではないと思うんですけども、だけどやはり借金の申し込みだって、俺を信用してくれと胸たたくだけではなくて、やはり借用証書を書いて相手にも渡して、ちゃんと判こも押してやるのが当然なわけで、それが担保されなくちゃいけないと思うんですね、公に。だから、そのための方法を何らか検討していくという必要があるし、その検討するために、どういう課題があるのかということも、もちろん私たちも勉強しなくちゃいけませんし、市としても一定の情報公開や文書管理に携わっている立場から、そこら辺の問題点、他市の状況も含めて調査をしていただくということは必要なんではないかなと思います。これは、委員会でもしそういう資料要求するということであれば、委員会で決めればいいんですよね。市に答弁求めなくても、委員会で要求すれば要求できるということでもいいですよ、委員長。

○委員長（押本 修君） それはそうですね。答弁求めませんか、よろしいですね。
ほかに質疑のほうは。

○委員（佐竹康彦君） 前に質問された方と同じような内容で大変恐縮なんですけれども、先ほど総務部長のほうから、今回の件については法に基づいて正確に処理をされていると、制度上何の問題もないというような内容の御発言がございまして、そうしますと今後の同様な例としても、やはり同様の対応をされると思いますので、陳情者が自分の聞いたことと違うなというふうに感じた場合に、どうやって整合性をとることができるのか、その方法について行政ができること、市民ができることがあれば、どういったことを考えていらっしゃるのか教えてください。

○総務部長（北田和雄君） 会議録の正確性の問題というよりは、その事案をどう双方で理解するかということの問題ではないかと思います。ですから、よく窓口などでもトラブルがあるケースとして、職員が説明したと、来庁者の方は聞いてないということがたまにあります。調べたりしますと、両方とも言っていることは間違いじゃないということがありますよね。どういうことかといいますと、職員は確かに説明はしています。ただ、相手がそれを理解してないということですね。そうすると、相手は聞いていても記憶に残りませんから聞いてないということが、まま起こるんですね。その場合、言ったか、言わないかの記録でものを検証してもものの解決にはなりませんので、双方でその問題について話し合いをして理解を得る、方法を得るということが問題の解決だというふうに思いますので、会議録の正確性の問題ではなく、事案の問題だというふうには理解しています。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） あと、もう1点、これは関田委員もおっしゃっていたことですが、こういった例えば住民説明会等で市のほうから、副市長もおっしゃっていましたが、積極的に録音をするように働きかけるということは、今後できるのかどうか。それとも、今までどおり録音してほしくないときは、それを言って、原則は録音してもそれはそれで構わないというような方向でいくのか、どちらでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 基本的にというお答えであれば、録音は可だというふうに思っています。ただ、先ほど申し上げましたように、そこに参加をされた皆さんの中で、やはり自由な意見を言うのに、非常に障害になると。だから嫌だと、撮影の場合も結構そういったことでダブるところがあるんですけども、そういう意見が実際にございますので、そここのところの了承がもらえれば、私どもは正確な記録をつくっておりますし、それについて総務部長からも先ほどお答えをさせていただきましたけども、一つの発言に対して、複数の理解をしてしまうというのは、よくある話でございますから、そここのところは原則論で言えば録音をしていただくのは構わないんじゃないかなと思っています。ただ、ものによって参加されている方の御意向を尊重せざるを得ないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（押本 修君） 暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時 6分 開議

○委員長（押本 修君） 休憩前引き続き会議を開きます。

質疑を再開いたします。

○委員（中野志乃夫君） この際なので動議を提出したいと思います。

本件については、市長側の答弁でも、まだいろいろ調べるべきがあると思いますので、調査・検討が必要と思われますので、継続審査ということで動議を提出いたしますので、委員長においてよろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

○委員長（押本 修君） ただいま中野委員から、本件を継続審査とされたいとの動議が提出されました。

本動議を起立により採決いたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（押本 修君） 起立少数。

よって、継続審査とされたいとの動議は否決されました。

質疑を続けます。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（尾崎利一君） 今継続審査の動議が否決されたのは大変残念ですけれども、この陳情そのものは11月17日の住民説明会を一つのきっかけとして、最後のところで述べられているように、今後も同じような案件で情報公開請求がされ、公開決定される資料も多く発生する。資料に対する請求者側の異議に対して、担当部署側、請求者側の両者が納得できる開示を行うよう、行政に強く要請していただくようお願いする次第ですということで、今後この11月17日の案件については、双方どちらが正しいということも検証されなかったという事実を踏まえて、今後においてされなかったし、今さらそれを明らかにする方策も手段もないということに基づいて、今後また同じようなことが起きないように、行政の側も、そして市民の側も納得できるような方策をとるべきではないかと。そのために、市議会としても市にも要請すべきではないかというのが、今度の陳情の趣旨で、11月17日の住民説明会での説明が正しかったとか、間違っていたという、事実と違ったとかということを議会に求めている、その判断を求めているわけではないわけですね。

私としては、今回継続審査にはなりませんでしたが、この方策について、どうすることが可能なのか、どこまでできるのかということについて、大いにせっかくこういう陳情を出されているわけですから、市にも議会として要請をするし、議会としてもこの陳情に基づいて検討していくということが求められているんじゃないかというふうに思います。

○委員（中野志乃夫君） 今回の内容、ちょっと継続じゃなくて皆さんが、この場で即決ということですが、基本的にはこの内容はいろいろ工夫をすれば、市側が例えば一定録音テープなり、そういうＩＣレコーダーなり、そういったもので実際のやりとりが録音されたものが、一定期間やはり保存するなり、そういうことがやればいろんな問題が相当解決できることでもあるし、そのことを求めている内容でもあるので、やはりそれを潰してしまうこと自体が私も全く納得できないし、どうかなと思っていますので、やはりその辺は皆さんにも、ぜひ考えていただきたいと思っています。

以上です。

○委員（関田正民君） 私は、これはもうはっきり言って賛成はできません。というのは、今言うこれからの公開請求を情報公開するのに、何らかの形で残していくとうたっていますけど、そのこと自体は私は反対じゃありません。ただ、このよく見ますと議事録や記録を作成するに当たって、担当者１人だけで作成するので、承認でいいでしょうか。そのものが、いわゆる回答内容が違うということです。あくまでも、これはうまく言えませんが、水かけ論、これを認めるとなると行政が会議録を偽装したことになるんですよ。だから、大きな問題なんです。そうすると、今までの議事録、全てがそれに疑いを持たれる。総務部長が、はっきりとそういうことがないと、録音テープ持ってあげる、これは職務遂行のために個人的記録をつくるために持っていた。組織共用ではないということをはっきりと言っていますので、それと中野委員と尾崎委員は、この最後のページも一緒にしちゃっていますけど、最後のページは前のその場で答弁された内容と記録に書いた内容、

このことが問題で裏のページに来ているわけですよ。ですから、これは離して考えることはできないんで、それでさっき副市長の答弁では、録音も可であると、時によっては、場所によっては。そこでやっているんですから、これは新しいセイジュにしても、私はちょっと別に離して考えることじゃないという判断でもって、私はこの陳情は反対という立場です。

○委員長（押本 修君） どうぞ、自由討議ですので御意見ありましたら、どうぞ。

○委員（佐竹康彦君） 私も基本的に議事録は正確を期すべきであるということで、当然そういったことをやられているということと、後で確認する手段があったほうがいいというふうには思いまして、先ほど質問させていただいたときに、副市長のほうから録音は基本的に可ですということであったので、もし全く住民側が一切録音ができない状況の中であれば、一考の余地はあるかと思うんですけれども、副市長の立場にある方が基本的に録音は可だと。当然ケース・バイ・ケースで集まった方々の中の状況によっては、無理となる場合もあるということも一方にはあるんですけれども、しかし基本的には可だということであれば、現状ルール上何ら問題はない、今回についてはルール上の問題はない処理がなされたわけですし、実際、今後行われる全てのそういった説明会等、市がかかわるものに対して、全ての記録を残すということも、御説明聞いている中では難しい部分もあるのかなというふうに思っておりますので、今回については副市長の先ほどの答弁があったということで、この件については、その発言の正確性を期す部分については、ある程度担保されているのかなという気はいたします。

○委員（尾崎利一君） テープ、市民の側でとることができるということですが、困るという人がいればとれないということもあるわけで、ただそういう場合であっても、市が記録作成のためにテープをとることまで、参加者がそれも困るというふうには、これならないわけですから、やはり市が録音したもの等について、きちっと市が録音したものであれば、常にいつでも検証可能なわけですから、市民の皆さんの側で何かあったときのためにテープとってくださいよという話ではなくて、市でやれることは何なのかということを検討する必要があると思いますし、今なかなかテープを保存するのも難しいのかなという話がありましたけれども、本当に難しいのかどうかということも含めて、何がやれるのかということ、やはり検討していくという態度が必要なんじゃないかなと私は思います。

○委員長（押本 修君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（尾崎利一君） 私は、この情報公開請求で開示された資料の正確性を求める陳情は採択すべきという立場で討論を行います。

ここで指摘をされている市が作成した記録の正確性を、もちろん市は正確性を期して作成しているということですが、それがその正確性が市民の側からも、きちっと確認できるように担保されている必要があるんじゃないかということを求めている陳情であり、当然の指摘だというふうに私は思います。私は、この議案については継続審査すべきという動議に賛成したわけですが、そのために具体的に何が可能なのかということについて、市も、そして議会も真摯に対応する必要があるというふうに考えています。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 私も賛成の立場から意見を言いますが、この間の論議の中でも市側も他市の状

況など、まだ詳しくは調べてないということもありますし、今回の陳情自身がこういう経過があった上で最後の陳情理由にあるように、今後同様の問題が起きないように情報の公開の問題等、いろいろ検討してほしいという内容でありますので、それをぜひ考えるべきだと思います。自由討議の中でも、例えば副市長から録音がある面オーケーだという話も出ましたが、だからそれで今後一切それでオーケーかという、当然論議にもなってないわけですから、やはりそうは言いながらも、実はこういうときはだめ、これはだめ、実際は市側が本来テープなり、そういう電子媒体で録音したものを持っているのが、それが最低でも陳情者が言うとおり、情報公開請求の不服申請60日以内と言っているんなら、その期間ぐらいは持たせても全然行政上も問題ないと思いますので、やはりこの内容からしても具体的に市側が検討すべき改善できる内容であると思いますので、その立場で賛成と考えて意見として述べさせていただきました。よろしくお願いします。

○委員（関田正民君） 不採択のほうで討論させていただきます。

この陳情理由を、1、公開決定された記録の内容と説明者の発言に違いがあること、異議を訴えている、納得できない。

それから、2番目、極端な例になると思いますが、行政側に都合の悪いことをやられるおそれがあると。

それから、3番目、問題が発しない、これはわかります。全て、これを認めたら、行政の議事録はにせものなんです。

さっき福祉部長が言うように、1人では作成してません。何人かの担当者でたらい回しして議事録を作成してますと言っています。やっぱり、言葉は悪いですけど、わかるように言えば、みんなで回してつくっているわけですよ。だから、これに賛成したら、はっきり言ってすごい問題になりますよ。問題になると、全てが行政のやっていることが信用できなくなるんです。それを認めたことになるんです、議会が。そういうこともありまして、私は不採択です。

○委員長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

26第2号陳情 情報公開請求で開示された資料の正確性を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（押本 修君） これをもって、平成26年第1回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前11時22分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 押 本 修